

北名古屋市社協ホームヘルパーステーションもえの丘運営規程

(障害者等居宅介護事業)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人北名古屋市社会福祉協議会が開設する北名古屋市社協ホームヘルパーステーションもえの丘（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定居宅介護事業、指定重度訪問介護事業及び指定同行援護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所のサービス提供責任者及び訪問看介護員（以下「従事者」という。）が支給決定を受けた利用者に対し、適正な介護サービス（以下「サービス」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 サービスの提供に当たっては、事業所の従事者は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、その利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びに外出時における移動の介護その他生活全般にわたる援助を行う。

2 サービスの提供に当たっては、事業所の従事者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供を行う。

3 サービスの提供に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、相談支援事業所、他の居宅支援事業者及び地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）及び指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛知県条例第72号）その他関係法令を遵守し、事業を実施する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 北名古屋市社協ホームヘルパーステーションもえの丘
- (2) 所在地 北名古屋市熊之庄大畔48番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 従事者

ア サービス提供責任者 1名以上

サービス提供責任者は、次に掲げる事項を行う。

(ア) 訪問介護計画の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整をすること。

(イ) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等、居宅介護支援事業者及び地域包括支援センター等との連携に関すること。

(ロ) 訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。

(ハ) 訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

イ 訪問介護員 2.5名以上（常勤換算）

訪問介護員は、サービスの提供に当たる。

(3) 事務職員 1名

事務職員は、介護報酬請求事務及びその他必要な事務に当たる。

（営業日等）

第5条 事業所の営業日等は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) サービス提供時間 午前9時から午後5時までとする。

(4) 上記以外に、サービスの実施可能な場合は、営業日及びサービス提供時間以外でもサービス提供を行うことができるものとする。

（サービスの主たる対象者、内容及び利用料等）

第6条 サービスを提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 居宅介護

ア 身体障害者

イ 知的障害者

ウ 障害児

エ 精神障害者

オ 難病等対象者

(2) 重度訪問介護

ア 身体障害者

イ 知的障害者

ウ 障害児

エ 精神障害者

オ 難病等対象者

(3) 同行援護

ア 身体障害者

イ 障害児

- 2 サービスの内容は次のとおりとし、サービスを提供した場合の利用料の額は、告示上の額とし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その費用の1割とする。ただし、利用者の月額負担は、市町村が定める月額負担上限額の範囲内の額とする。

(1) 居宅介護

ア 身体介護

イ 家事援助

(2) 重度訪問介護

身体介護、家事援助及び外出時における移動中の介護を総合的に行う。

(3) 同行援護

視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者等の外出に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行う。

- 3 前項ただし書の月額負担額からさらに、法令の定めるところに従い軽減措置を受けることができる。

(緊急時等における対応方法)

第7条 従事者は、サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに家族等の緊急連絡先に連絡をとるとともに、主治医に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告するものとする。

(通常のサービスの実施地域)

第8条 通常のサービスの実施地域は、北名古屋市とする。

(虐待防止のための措置等)

第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図ること。
 - (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 事業所において、従事者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年1回以上）に実施すること。
 - (4) 事業所は、利用者の人権等を擁護するため、利用者又は家族等に対して成年後見制度の利用支援を実施すること。
 - (5) 事業所は、虐待等に関する苦情相談に迅速かつ適切に対応するため、苦情解決体制を整備すること。
 - (6) 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 従事者は、サービスを行う上で、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合及び従事者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、これを北名古屋市に通報するものとする。

(身体拘束等の禁止)

第10条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わないものとする。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第11条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症対策等)

第 12 条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染所の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(その他運営についての留意事項)

第 13 条 事業所は、従事者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 6 か月以内
 - (2) 継続研修 年 2 回
- 2 職員は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 事業所は、居宅介護等に要した費用の請求及び受領に係る記録を整備し、当該費用の受領の日から 5 年間保存するものとする。
- 5 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年12月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年5月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和４年９月15日から施行する。

附 則

この規程は、令和４年12月15日から施行する。

附 則

この規程は、令和７年１月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和７年10月１日から施行する。